

契 約 書 (案)

印刷請負単価契約書(案)

印刷の請負について、沖縄県知事 玉城康裕(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結する。

第1条 この契約における契約品名、規格及び単価は、別紙内説明細書のとおりとする。

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

第3条 契約保証金は、 円とする。(免除の場合は根拠規定を明記)

第4条 乙は、別紙内説明細書に記載する沖縄県議会会議録印刷物(冊子)及び電子版(PDF形式ファイル)(以下「契約印刷物等」という。)を甲の指示に従って納入しなければならない。

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、契約印刷物等を納入しようとするときは、規格、品質及び数量について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した場合は、乙において甲の指定する期限内に、これを良品と取り替え、前項の規定に準じ、再検査を受けなければならない。

3 前項の規定による取替えによって生ずる損害は、全て乙の負担とする。

第7条 乙は、納入期限までに契約印刷物等を納入することができないおそれがあると認められた場合は、遅滞なくその旨を甲に通知し、この契約の履行について甲と協議しなければならない。

第8条 乙は、納入期限までに契約印刷物等の納入を終了しない場合は、遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第109条第1項に定める率で計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

2 甲は、前項の場合において、契約印刷物等を完納できなかった理由が天災地変その他不可抗力によるものと認めたときは、前項の違約金を免除することができる。

第9条 乙は、契約印刷物等を完納したときは、甲に対し当該請負契約に係る請負代金及び法令所定の消費税を請求することができる。

2 乙が請求する金額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する請負代金に法令所定の消費税率により計算して得た額を加算した金額(当該金額に1円未満の額がある場合にあつては、1円未満の額を切り捨てた後の額)とする。

3 甲は、第1項の規定により乙が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に当該請負代金を支払わなければならない。

第10条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の一部又は全部を解除することができる。この場合において、沖縄県における入札参加指名を2年以内の期限で、甲が相当と認める期間差し止めることができるものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により所定の納入期限又はその猶予期限までに甲の注文する契約印刷物等を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第5条又は第7条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第12条 乙は、本契約に関する下請人等(下請人(下請が数次にわたるときは、全ての下請人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条第2項第各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請人等との契約を解除せず、若しくは下請人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第13条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第14条 乙は、本契約による業務の実施に当たり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定

の個人を識別することができることとなるものを含む)) については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

第 15 条 甲は、第 6 条に定める検査の完了後、当該業務に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から 1 年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

第 16 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の一般競争入札に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第 17 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、調査を行うことができる。

第 18 条 この契約の特約条項として、次のとおり定める。

(1) 第 2 条に定める期間内において単価に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上改定することができるものとする。

(2) この契約に関して疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、双方記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

内 訳 明 細 書

契約品名	規 格	単 位	契約単価	摘 要
沖縄県議会会議録 ① 印刷物	A4・冊子 その他、仕様書 のとおり	1 ページ		※発行予定回数 定例会：4回 臨時会等：未定(不定期) ※発行部数(印刷物) : 70部/1会期につき
② 電子版	PDF形式 ファイル その他、仕様書 のとおり			円 (消費税別途) ※上記、契約単価には、左記① 及び②の作成に要する1ペー ジ当たりの費用全てを含むも のとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。